

次期大阪市障害者支援計画及び大阪市障害福祉計画の策定に向けた 検討の進め方について（案）

1 はじめに

本市では、昭和58年を初年度とした10カ年の「障害者対策に関する大阪市長期計画」の終了を受け、平成6年3月には、10カ年計画である「障害者支援に関する大阪市新長期計画」（平成5年度～平成14年度）を策定し、平成10年4月には、新長期計画の積極的な推進を図るための具体的な数値目標を掲げた「大阪市障害者支援プラン」を策定した。

また、平成15年3月には10カ年計画である「大阪市障害者支援計画」（平成15年度～平成24年度）を策定したところであるが、平成18年度に施行された障害者自立支援法の規定に基づき策定した障害福祉計画（第1期：平成18年度～20年度、第2期：平成21～23年度）との整合を図るべく、大阪市障害者支援計画（後期計画）は平成20年度から平成23年度までの4年間を期間として再設定したところである。

平成22年度は障害のある方のニーズ等を把握するために、「障害者等基礎調査」を実施しているところであり、これにより得られた基礎資料などを基に、平成23年度は平成24年度からの次期「大阪市障害者支援計画」及び「大阪市障害福祉計画」（以下、「次期計画」）の一体的策定に向けた集中審議を行い、パブリックコメントの実施等所要の手続きを経て、平成23年度中に策定作業を完了させる必要がある。

次期計画の策定にあたっては、障害者制度改革にかかる国の動き等の要素を踏まえて再構築していく必要がある。

2 次期計画策定に向けた検討にあたって

・大阪市障害者施策推進協議会における検討体制について

現行の「大阪市障害者支援計画 後期計画」「第2期 大阪市障害福祉計画」の策定に向けた取り組みと同様に、障害者施策推進協議会専門委員会の下にワーキング会議を設置し、専門委員会及びワーキング会議で検討を進め、その検討結果を障害者施策推進協議会に報告するとともに審議を行い、とりまとめていく。

なお、次期計画の検討にあたっては、障害者制度改革等の取り巻く状況を踏まえた広範な検討が必要であり、特に地域移行にかかわっては、指針・通知等の詳細な考え方は示されていないもの各市町村におけるプラン（地域移行推進重点プラン）についての事項が示されていることから、その点に留意しながら進めていく必要がある。

したがって、ワーキング会議は、地域移行に関する部分を専門的に検討していく会議とその他の部分を各テーマ別に検討していく会議の2会議制とし、検討体制の充実を図っていきたい。

(案)

- (仮称) 総合ワーキング会議
次期計画策定に向けた全般の検討を進めていく。(但し、地域移行は除く)

- (仮称) 地域移行ワーキング会議
身体・知的障害者にかかる地域移行の分野にかかる次期計画策定に向けた検討を進めていく。

地域移行に関する事項についても次期計画の一部であることから、障害者計画策定・推進部会に所属する委員からの構成とするが、特に地域移行についてはその専門性を踏まえ、地域移行に精通している委員から構成することとしたい。なお、2つのワーキング会議ともに所属することも妨げるものではないこととしたい。また、障害福祉計画に関する部分が一定まとまった段階で、地域自立支援協議部会において説明して意見を伺いたい。

なお、精神障害者にかかる地域移行については、平成14年度から精神障害者退院促進事業として事業展開を進めており、また、こころの健康センターを事務局とした大阪市精神障害者地域生活移行支援事業検討会議を設置して退院促進事業に実際に関わっている代表による検討を行っていることから、同会議において次期計画策定に向け議論し、推進協議会に提案していきたい。

・スケジュールについて

平成23年夏秋頃までには障害者施策推進協議会専門委員会及びワーキング会議にておける検討結果を障害者施策推進協議会に報告するとともに審議を行い、とりまとめていく。

平成23年秋冬頃には、パブリックコメントの実施等所要の手続きを経て、平成23年度末までに次期計画の策定をしていく。

なお、障害者基本法第26条の地方障害者施策推進協議会にかかる部分等については改正される可能性があるほか、平成23年7月末日には障害者施策推進協議会及び同専門委員会の各委員の任期が満了するなどの要素があるため、かかる状況に対応していく必要があることに留意していく。

また、次期障害福祉計画にかかわって、いわゆるつなぎ法に対応した目標値や見込量の設定について、今後の国や府による具体的な指針等を踏まえながら検討していく必要があるほか、障害者総合福祉法(仮称)が次期計画策定後に施行された際にはその期間中に計画内容を見直していく可能性があることに留意する必要がある。

さらには、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)のなかで、各種計画等の策定及びその手続きの見直しの方針が示されていることから、市町村障害福祉計画について一部事項の例示化や大枠化などといった対応について具体的な検討を加えていく必要があると思われる。しかしながら、これらの具体的な取扱いについては現時点では不明な点が多く、今後の国や府の動向を総合的に注視していく必要がある。

・計画期間について

障害者基本法に基づく市町村障害者計画を策定していくにあたっての指針（市町村障害者計画策定指針[平成7年5月障害者対策推進本部]）において、

- 都道府県の障害者計画の期間（国は平成5年度から概ね10年程度としている）との整合性を図り、中・長期的なものとして策定し、この期間に達成できる実施目標として計画期間を設定することが適当と考えられる。

と、されている。また、留意点として、

- 計画の終期は、都道府県の障害者計画の終期との整合性を図りつつ、中・長期のものとして設定し、必要に応じ見直しすること。

と、されている。

さらには、

- 在宅福祉サービス等障害者施策と高齢者施策が共通する部分の多い施策分野では可能な限り一体的な推進により、効率化を図ることが望ましいこと。

と、されており、本市における高齢者施策関連の計画などとの整合性にも留意する必要がある。

なお、第2期大阪市障害福祉計画において、

- 平成24年度以降の第3期障害福祉計画については、次期「大阪市障害者支援計画」と一体的に策定することとします。

とされていることを踏まえつつも、障害福祉計画の根拠法令である障害者自立支援法が廃止される見通しであることや、平成24年度以降の障害福祉計画にかかる詳細な考え方が何ら示されていないなど、極めて不透明な状況があるなかで検討を進めていく必要がある。

(参考)

第3次大阪府障がい者計画	(平成15年度～24年度)
⇒第3次大阪府障がい者計画(後期計画)	(平成21年度～23年度(※))
(※)第2期大阪府障がい福祉計画の終期とあわせ、一体的に記述	
大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	(平成21年度～23年度)
大阪市地域福祉計画	(平成21年度～平成23年度)

(案)

他計画との整合性や支援計画にかかる中長期的視点を勘案して平成24年度から平成29年度までの6か年とする。

ただし、福祉計画部分については現時点での国の考え方にに基づき平成24年度から平成26年度までの期間としていくこととする。なお、詳細については今後の国や府の指針等に基づき対応を図っていくこととする。

また、次期支援計画の実施期間中であっても、引き続き国等の動向を注視して必要に応じて中間見直しに向けた検討を行っていくなど、適切な対応を目指してまいりたい。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第2期福祉計画			(←うち第3期福祉計画部分→)					
支援計画後期計画			← 次期計画全体設定 →					
		障害者基本法改正(予定)	次期障害者基本計画決定(12月目途) 障害者総合福祉法(仮称)提出	障害者差別禁止法案(仮称)提出 障害者総合福祉法(仮称)施行	次期計画中間見直しの検討(必要に応じて) 第4期福祉計画(仮称)の検討	次期計画中間見直しの実施(必要に応じて) 第4期福祉計画(仮称)の実施		

・位置づけについて

第2期大阪市障害福祉計画に示されているように、平成24年度以降の障害福祉計画については、次期大阪市障害者支援計画と一体的に策定していく。

また、大阪市の基本計画である「大阪市総合計画」との整合性や「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「大阪市地域福祉計画」などの関連した他の計画との連携にも留意したものとしたい。

・基本理念や基本方針について

継続性の観点から、これまでの障害者支援計画・障害福祉計画の基本的な考え方を一定考慮しつつも、障害者制度改革など、この間の障害者施策を取り巻く状況が大きく変化していることから、中長期的な視点も踏まえ、基本理念も含めた再構築を図っていく必要があると思われる。

具体的には、障害者基本法、障害者権利条約(差別の禁止や合理的配慮等)の理念及び主要事項のほか、障がい者制度改革推進会議等の動向等も踏まえた総合的な観点で検討していく必要がある。

また、簡素でわかりやすく明確なものとしていく必要がある。

なお、次期計画の名称についても確認していく必要がある。

(案)

○ 基本理念について

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）の第1「障害者制度改革の基本的な考え方」に示されている事項を踏まえて設定していくことが望ましいと考える。

=現行=

障害のある人が持てる力を発揮し地域社会の一員として自立した生活の確立

=今後=

障害のある人もない人も多様性を尊重し、人格を認めあい、共に生きる社会の実現

(案)

○ 基本方針について

基本理念を担保するための基本方針としては、障害者制度改革推進会議などにおける方向性などを踏まえ以下の設定をしていくことが望ましいと考える。

=現行=

- (1) 個人としての尊重
- (2) 権利実現に向けた条件整備
- (3) 地域での自立生活の推進

=今後=

- (1) 自己選択・自己決定の推進（※1）
- (2) 権利実現に向けた合理的配慮の推進（※2）
- (3) 共に生き、共に支えあう社会の実現（※3）

(※1)

すべての障害のある人は、障害のない人と平等に自己選択と自己決定の権利を有するが、必要十分な判断材料が提供されず独力で決定することだけが自己決定とされることのないよう、その推進を図っていくことが重要である。

(※2)

障害者権利条約の原則のひとつである「差別をされないこと」「機会の均等」といった事項は障害のある人の権利実現に必要不可欠な要素であることから、その考え方に基づいて合理的配慮が推進されることが重要である。

(※3)

地域での自立生活の確保のためには単に住居や収入が確保されるといった基本的な環境整備が整えられているだけではなく、障害のある人もない人も地域で共に生活することが確保された社会を実現していくことが重要である。

・ **全体構成について**

基本的には、現行の計画や国における指針（市町村障害者計画策定指針）の基本的枠組みについて留意しつつも、今日的観点かつ中長期的将来を見据えた観点から、標題の変更や全体構成の組替等を必要に応じて図っていく必要があると考えられる。

(案)

総合ワーキング会議及び地域移行ワーキング会議における幅広い検討を経て、専門委員会及び推進協議会へと諮ってまいりたい。

・ **本文の検討について（各論等）**

各事項の組み立て方法や文章のボリューム量等についても留意し、簡素でわかりやすく明確であり、かつ、必要事項については網羅したものを目指していく必要があると考えられる。

(案)

総合ワーキング会議及び地域移行ワーキング会議における幅広い検討を経て、専門委員会及び推進協議会へと諮ってまいりたい。